

相 続 届 出 書

年 月 日

国土交通大臣 殿
運輸局長

住所
氏名

下記のとおり相続により倉庫業者の地位を承継したから、倉庫業法施行規則第17条第1項の規定により、関係書類を添えて倉庫業法第19条第1項の届出をします。

記

- 1 被相続人の氏名及び住所
- 2 被相続人との続柄
- 3 相続開始の日
- 4 承継した倉庫業の範囲

(注意)

承継した倉庫業の範囲については、〔14〕4 1(営業譲受届出書)の(注意)1を参照して記載すること。